

論 説

## アダム・スミスと社会規範論

田 島 慶 吾

### はじめに

現在、社会規範(social norm)の研究は経済学、法学（特に、「法と経済」）、数理社会学の各分野において進められているが<sup>①</sup>、ゲーム理論を基礎的方法とするこれらの分野の研究には、大きな問題があるように思われる。一例を挙げれば、ゲーム理論的社会規範の研究において必ず取り上げられる「無限繰り返し囚人のジレンマ」ゲームであるが、「罪を犯した人間が嘘を吐く（自白しない）」ことがなぜ、規範的行為であるのか、ゲーム理論における規範の「定義」を知らない人にとっては理解しがたいであろう。

このゲーム理論的社会規範に対する日常的感觉との違和感はゲーム理論的社会規範論の結果主義的志向に由来すると思われる。すなわち、結果として利得が多くなるような行為が選択され、この行為が複数の行為者に共有された場合、この行為を規則性ある行為、つまり、規範的行為またはその原型とする考え方に由来する。

他方、日常的感觉な規範に対する考えとは、ある規則（指示）に従うことが、自分の利益の一部または全部を断念することになっても、その規則（指示）が「正しい」と感じるが故に、指示された行為を行うというものではないだろうか。つまり、規範とは、行為の結果に依存した行為の選択にではなく、行為の選択そのものに係わるものではないだろうか。行為の結果に依存した行為の選択を結果主義とすれば、規則（指示）による行為の選択は非結果主義—義務論—と見なすことができる。ゲーム理論的社会規範に対する日常的感觉との違和感はこの結果主義的規範論と義務論的規範論の違いによるものであろう。

本稿は、アダム・スミスの同感理論と徳の理論を用いて、スミス倫理学の社会規範論への寄与の可能性を考察する。義務論的倫理学はカントによって提唱されているが、その内容は社会科学の志向性を欠いている。これに代わり、本稿で考察するアダム・スミスの規範論は十分に社会科学的内容を持っている。

周知のように、スミスは『道徳感情論』（以下、TMS）において同感理論により「徳」を導

き出したが、スミスは、同感＝他者の喜び、苦痛を自己の喜びまたは苦痛として経験し、そのことにより「快」を得ることを行為選択の原理とした訳ではない。スミスは、同感により生成した行為の一般的諸規則というルールを行為選択の基準としたのである。ルールとは単なる行為の規則性ではない。それは確かに行為者の相互行為により生み出されるが、ルールが行為に規則性を与えるのである。本稿はスミスの規範論を非結果主義な行為の選択原理として展開する。

## 1. 自己顧慮性と結果主義

### 1-1. 「社会規範」とは何か。

ゲーム理論的社会規範の研究における社会規範の定義とは例えば次のものである。

「社会規範とは、集団Pにおける以下の条件を満たす行動の規則性Rである。1. Rは集団Pの行為者間で反復される相互行為の中から生じる。2. 集団Pのほとんどすべてのメンバーは、他のメンバーのほとんどがRに従うという条件の下で、Rに従うことを選好する。3. 集団Pのほとんどすべてのメンバーは、他のほとんどすべてのメンバーがRに従うことを信じている。4. Rは、反復される相互行為の一つのナッシュ均衡である。」(Voss 2001, 108)

「社会規範そのものは、集団のメンバーが、Rに従わない場合は、(負の)サンクションによって罰せられることが(正の蓋然性をもって)期待されるようなRである。他方、慣習とは、反復的な協調状況における協調均衡であるようなRである。」(ibid., 109)

規範とは最も広義な定義によれば、一般に「行為の規則性」である。「行為の規則性」とは、特定の社会的状況が繰り返される場合に、複数の行為者に共通して見られる行為のパターンを意味する。上記の定義は慣習＝「反復的な協調状況における多くの協調均衡の中の一つ」とするLewis (2002[1969])のConvention (慣習)の定義(ibid., 78)を受けたものである。しかし、この定義では、慣習と規範との区別が明らかでない<sup>(2)</sup>。そこで、慣習から規範を区別するために、行為の規則性Rに従わなかった場合に、「負のサンクション」を受けること(または受けることの恐れ)を条件にあげる。ある行為の規則性への個人行為の誘導(「執行(enforcement)」)、および行為の規則性からの逸脱に対するサンクションの必要性により、慣習から規範を区別する訳である<sup>(3)</sup>。

### 1-2. 規範の生成論

囚人のジレンマゲームを使った規範(またはその原型)の生成論は次のようなものである。行為者は、社会的状況、つまり「行為者同士の、他の行為者の行為について相互の期待に依存して

行為が行われる状態 (mutually independent reciprocal expectations by the players about each other's behavior)」(Harsanyi 1977, 10)において、所与の選好の下で自己の期待効用最大化を目的に行動する(想定された行為者の類型は「合理的利己主義者(rational, self-interested man)」と呼ばれる)。この社会的状況下で、規範が問題となる特殊な状況とは、囚人のジレンマゲームに特有な集合行為問題の生じる場合、つまり、個人の合理的な行為がパレート劣位の結果を生み出す場合である<sup>(4)</sup>。

前述の定義における規範がこの集合行為問題を解決し、パレート最適な結果を実現することをもって規範が「調整問題の解」として与えられることになる。慣習と規範とを区別することの必要性は、慣習は純粋協調ゲームの解であるが、規範が必要とされる状況(「社会的囚人のジレンマ状況」<sup>(5)</sup>)においては、「ただ乗り」の誘因、つまり、自分以外の行為者が規則的行為を行い、自分だけが行わない場合に、個人利得が増す可能性が残るからである。

従って、規範には常に、「規則性」から行為を逸脱させないためのメカニズム、「サンクション」が必要とされる。「サンクション」が導入されることにより、サンクションの執行の費用とサンクションの与える「便益」(逸脱した行為を規則的行為にすることにより得られる便益)、さらには、サンクションを執行すべき者が、サンクションを執行しない(なぜならば、サンクションには費用がかかるから)場合に、この者にサンクションを与える(「二次的サンクション」)の費用と便益等により、利得構造は変化するが、規則性ある行為の利益が裏切りによる利益を上回る限りにおいて、行為の規則性は維持される<sup>(6)</sup>。囚人のジレンマゲームにおける行為の規則性(「黙秘、黙秘」)はふつう「協調(協力)行為」と呼ばれる。ここで「協調(協力)行為」とは、「集団の何人かが、または全員がある行為を行えば、全ての人が便益をうける(パレート改善をもたらす)行為」であり、「集団の何人かが、または全員がある行為を行えば、全ての人が便益をうける行為を、自分自身の利害に逆らって(コストを負担し)行うこと」(Elster 1989, 152)と定義される。

### 1-3. 利己的選好と結果主義

「囚人のジレンマ」あるいは一般に社会的囚人のジレンマ状況において、行為者が個人合理性と社会合理性の乖離という状態に陥るのは、行為者全てが同じ利己的選好、つまり、選好関係が自己の利得の大小関係において定義される選好をもつと想定しているからである。したがって、利己的選好の持ち主と利他的選好の持ち主が相互行為する場合には囚人のジレンマは生じない。行為の予想される結果(利得)の大小関係により、行為が選択されるという行為選択の原理は結果主義と呼ぶことができよう。社会的囚人のジレンマにおいてジレンマを作り出すのは、利己的選好と行為選択の基準である結果主義である。

## 2. 他者顧慮性と結果主義

### 2-1. 囚人のジレンマにおける「協調行為」は規範か。

前節の「利己的—結果主義的」選好を想定した場合に、繰り返し囚人のジレンマにおける「(黙秘)、(黙秘)」がなぜ、「規範」とされるのかがわかる。

囚人のジレンマゲームでは、「先に自白すれば、罪を軽くする」という取調官による誘導（つまり、先に自白することが有利になる）により、二人の容疑者は、自己の利得を最大化しようとして、ともに、自白し、結果として（自白、自白）というパレート劣位な結果にいたる、つまり、自己利益追求行為が、二人にとって望ましくない結果を帰結する、という問題を示していた。二人の容疑者の「採るべき」行動（または、長期的結果を予測すれば採ることが合理的に予測される行動）は、(黙秘、黙秘)である。二人の容疑者の「採るべき」行動(黙秘、黙秘)は、前節の意味での「協調」行為とされ、この「協調」行為を行為者が採れば、最善（パレート最適として定義される「社会的望ましさ」）の結果を得られるので、この協調行為は「規範」的性格を持つものであるとされる。

他方、自白は、非協調行為であり、「利己的」行為である。つまり、協調すれば実現されえたとはずの共通利益を犠牲にし、自己の利益のみを追求しているように見えるので、「自白」が非規範性を帯びているように思われるのである。この状況において、犯罪者が、仲間の「信頼」を裏切り、自分の利得のみを高めようとして行動（自白）する、という極めて「利己的」な行為を採る誘因が与えられるのに対して、黙秘は、反利己的な（少なくとも、他者の利得を高める行動が同時に自己の利得を高めることがあるという可能性を顧慮しないという意味で短絡的に利己的な行為に反する）行為を示していると理解されるからである。

囚人のジレンマゲームは事例でしかないとの理解もできよう。しかしながら、ここで理論的枠組みを離れてみよう。罪を犯した犯罪者が自白せずに、黙秘、つまり、嘘を吐くことがなぜ、「規範」（あるいは、その「原型」）とされるのか十分に説得的であろうか。「通常の」社会規範の立場からは、罪を犯した犯罪者が自白することの方が、より規範的ではないのであろうか。「黙秘」が協調行為、従って、「規範」とされるのは、ゲーム理論の枠組みにおける定義による。だが、「通常」の社会規範の立場からすれば、黙秘することが反規範的、反倫理的なのではあるまいか。

最大の問題は、以下のことにある。つまり、ゲーム理論の枠内では、規範的行動と規範から逸脱した行動、つまり、腐敗した行動（ここで「腐敗した行動」というのは「通常」の社会規範の立場から見た場合）も共に、定義上「規範」となってしまうことであろう。例えば、Mishra (2006) は、腐敗ゲームにおける腐敗(corruption)戦略が、「規範」として進化的に安定であることを示した<sup>7)</sup>。この場合、「腐敗」とは、私的利得のために、形式的義務から逸脱した行為と定義されてい

る。従って、進化的に安定な戦略を「慣習」とするならば(Weibull 2002, 34)、ここでは、腐敗も規範も同じ「慣習」「規範」となってしまう。

従って、囚人のジレンマゲームにおける「協調」行為は規範的行為ではないとの理解も可能である。

Ostrom (2005) は、集合行為による社会的ジレンマの解決として、共有された戦略(shared strategies)、規範(norm)、規制的规则(regulative rules)を区別した。「共有された戦略」とは、「状況 Y において、選択肢 A と B との間で A の選択を行うのは、それが利得を増すからである」との「共通の理解」に基づいて同じ戦略を採ることである。規制的规则(法を意味する)とは、「状況 Y において、選択肢 A と B との間で A の選択を行うのは、それが「命令」であるからであり、A を選択しないことは「制裁」を招くからである」との「共通の理解」により、同じ戦略を採ることである。最後に、規範とは、「状況 Y において、選択肢 A と B との間で A の選択を行うのは、それが「適切」「義務」であるからである」との理解に基づき、行為を行うことである。

この区別によれば、無限繰り返し囚人のジレンマにおける協調行動は、規範的な行動ではなく、共有された理解(shared understanding) に基づく共有された戦略にすぎない<sup>(8)</sup>。

## 2-2. 他者顧慮性と義務論

囚人のジレンマゲームの枠組みを離れて、罪の意識、良心の呵責から自白する、という前述の場合、問題の核心は、犯罪者が贖罪の意識、良心の呵責から自白したことをどのように評価するかにある。自白は仲間の犯罪者からみれば「裏切り」であるが、外部の「私たち」からみれば、罪を犯しているのに、やっていないと嘘を吐くことと、犯した犯罪を正直に自白することとを比べたみた場合、当然、「後者」が「規範的」とであるとゲームの「外部」の人間は判断するだろう。

「罪を逃れようとして黙秘する」という行動が「協調」、「犯した罪を自白する」という行動が「裏切り」というレッテル貼りは、「協調」という言葉が肯定的な意味を、「裏切り」は否定的な意味を持っているからにすぎず、前者を「共謀」、後者を「自供」とすれば、そのイメージは逆転しよう。要するに、「協調」とは、グループ内部の視点から見た場合の(グループ内部の行為者の行為に関わる)「規範」を、「共謀」は、グループ外の「普通の人」の立場から見た場合の「反規範」なのである。

この囚人のジレンマの考察は次のことを意味している。つまり、囚人のジレンマ状況は、グループ内での「規範」(グループ内での行為の調整)に関する議論と、明示的にはないが、陰伏的にグループ外での「規範」(グループ外での行為の調整)に関する議論の二つを含んでいるということである。

共同利益獲得のために、「協調」して、黙秘することを「規範的」とするのは、前者の議論に

関わり、罪を犯しているにもかかわらず、「共謀」して、黙秘することは、反規範的とするのは、後者の議論に関わる。あるいは、自白を自己利益の追求とするのは前者の議論であり、自白を罪の意識、いさぎよさとするのは後者の議論である。

ゲーム理論は普通、このグループ内における「規範」を扱うが、この論理は、罪を犯している人間が黙秘することがなぜ「規範」的であるのかを「外部」の人間に示すことはできない。これはある意味で当然であって、ゲーム理論では普通、ゲームの参加者における行為者の行動のみを考察するからである。罪の意識から自白するという事態を考えれば、自白することが、ゲームの「外部」の立場からは「規範」である（この場合、自白することの帰結が自己にとって極めて不利になる可能性があっても、自白する）。

罪を犯した人間が自白することこそ、「規範」的であって、これが規範論の出発点となるべきであろう。「罪を犯した人間が共謀して嘘を吐く」ことは反規範的であり、「罪を犯した人間が正直に罪を認める」ことが規範的である、ということは規範論を展開する上で自明のことではないだろうか。

社会規範とは本稿では、ある状況下において、特定の行為を指示する規則、つまり、行為のルールであるとする。社会規範を構成する最低限必要な要件は、第一に、規範とは他者への顧慮を含むものであること、第二に、この他者への顧慮が、自らの厚生を最大化しない、つまり、短期的にはもちろん長期的にも自分の利益の減少をもたらす可能性があること<sup>(9)</sup>、第三に、行為選択が結果主義的ではなく、行為の選択そのものに関わる義務論であること<sup>(10)</sup>、この三つを挙げたい<sup>(11)</sup>。

三つの要件の中で、最も重要な要件は第一の他者への顧慮であるが、この場合、他者とは外部的他者への顧慮を意味する。つまり、「外部的他者」とは、グループ外の人であり、その人への顧慮とは、グループ「外」の人々による、ある人の行為に対する評価を顧慮することと理解したい<sup>(12)</sup>。この評価は行為選択そのものに対する評価である。つまり、行為者による行為選択は、行為の帰結を考慮した行為の選択の他に、他者の評価を基準とした行為そのものの選択によるものであると考える。行為の帰結を考慮した行為の選択が他者の評価を基準とした行為そのものの選択により「断念」される場合、個人利得の一部または全部は放棄されるが、これは他者の評価には合致した行為となろう。

外部的他者の評価は、グループ内の行為者にとっては、特定の行為を指示する規則への顧慮として感じられよう。この規則への顧慮他者を行為選択の基準とした場合、行為者にとって、それは「義務による」ものとなる。

### 2-3. 社会的選好論

他者による評価または外部的他者への顧慮という言葉は、他者選好または社会的選好(social

preference) とは区別されるべきものである。社会規範論の考察に当たって、義務論的要素を導入することは不可欠であると考えが、その前に、自己顧慮的選好に加えて、他者顧慮的選好を導入することにより、規範を説明する立場—社会的選好理論—を考察しよう。

個人の選好関係が利己的な契機に加えて、他者顧慮的 (other-regarding) な契機を含んでいる場合、この選好は社会的選好と呼ばれる。rational, self-interested man の self-interested の側面をゆりめて、他者の利得への関心を導入する。この社会的選好論が、単なる利他主義や倫理的選好と異なるのは、自己の効用の損失を招く可能性のある他者の利得への配慮が、効用関数の中に組み入れられていることである<sup>(13)</sup>。

社会的選好論の特徴は、社会規範一般ではなくて、互酬性、公平性、平等、といった特定化された規範を選好関係および効用関数の中で表現した点にある。この意味で、社会規範の存在は前提されている。あるいは、観察された行動に社会規範の存在が顕示されている。社会的選好論は、全ての個人が社会的選好を持つとは想定しない。異質な選好の存在を想定し、純粋に利己的な選好の持ち主と社会的選好の持ち主の相互作用、社会的選好の持ち主同士との相互作用を考察する。

社会的選好論は、更に、相互行為の行われる「状況」(完全に競争的か、「囚人のジレンマ」的か、など) 概念を導入する。完全に競争的状況における行為選択と「囚人のジレンマ」的状況における最適な行為選択とは異なるものであることが示される。

社会的選好の中で最も有名なものは、Fehr and Schmidt (2004 [1997])における自己中心的な不平等嫌悪 (Self-centered inequity-aversion) 的選好であろう (以下の効用関数で表現される)。n は行為者の数は行為者の数 ( $i \in n$ )、x は金銭的利得を示す。

$$U_i(x_1, \dots, x_n) = x_i - \frac{\alpha_i}{n-1} \sum_j \max(x_j - x_i, 0) - \frac{\beta_i}{n-1} \sum_j \max(x_i - x_j, 0)$$

$$\beta_i \leq \alpha_i$$

$$0 \leq \beta_i < 1$$

不平等を嫌悪するとは、他者の利得と自己の利得を比較して、自分が不利となっていることを嫌悪する (羨望または嫉妬)、または、自分が有利となっていることを嫌悪する (贖罪) ことであるが、しかし、自分が不利となっていることを、有利になっていることよりも強く嫌悪する。つまり、 $x_j - x_i > x_i - x_j$  が想定される。

自己中心的であるとは、不平等そのものではなく、他者の得る利得に比較して自分の得る利得が平等であるかどうかに関心がある (Fehr and Schmidt 1999, 272) ことを意味する。

式の第二項は、自己に対する分配の不利益への嫌悪による効用の損失を、第三項は有利な分配

に対する嫌悪による効用の損失を意味し、 $\alpha, \beta$ は嫌悪度を示す定数であるが、 $\alpha > \beta$ とすることにより、自分に不利な不平等な分配に対する嫌悪度は、自分に有利な不平等な分配に対する嫌悪度よりも大きいことを意味する。

不平等嫌悪的選好は、利己的選好に対し、不平等嫌悪という形で他者の利得への考慮が負の評価として式の中に入っている。従って、上述した第一と第二の要件を備えている。

社会的選好論は、選好の中に負の評価と結びついた他者の利得への配慮という外部性の契機を持ち込んだ点で、行為者の選好は利己的選好に加えて他者顧慮的選好をも合わせ持つことを明らかにしたが、にもかかわらず、それは結果主義であることは否めない。これは、自己中心的であるとは、不平等そのものではなく、他者の得る利得に比較して自分の得る利得が平等であるかどうかに関心があるという想定のためである。

社会的選好論の最大の問題は、協調的選好、互酬的選好等はそれだけでは、「規範」とは言えないであろうという点にある。個人の選好にすぎないかもしれないのである<sup>(14)</sup>。この点で社会的選好論は規範を説明するものではなく、規範的な行為が存在することを規範を前提にして明らかにしたものであろう。

### 3. アダム・スミスの社会規範論

#### 3-1. 行為選択とルール

社会規範の研究において、上述した、自己顧慮的選好および結果主義的な立場と他者顧慮的—結果主義的な立場の二つを見たが、第三の立場が存在しよう。この第三の立場を規則顧慮的(rule-regarding)とする。規則顧慮性とは、行為選択が行為の結果に依存するのではなく、結果の顧慮を離れて、ある規則に従い行為選択が行われることを意味する。

Ben-Ner and Puttman (1998)は社会規範論の展開において区別されるべき三つの選好を挙げている。

第一には、自己顧慮的選好 (Self-regarding preference) であり、自己利益への関心を意味する。第二に、他者顧慮的選好 (Other-regarding preferences) とは他者への関心であり、他人の利害に関する関心または「妬み」をも含む (前節の不平等嫌悪的選好がこれにあたる)。最後に、過程顧慮的選好 (Process-regarding preferences) と呼ばれるもので、これは、行為者がいかに行動すべきか、自己利害または他人の利害がいかに実現されるかのプロセスに関する関心を意味し、「価値、倫理、行動の基準」とほぼ同じ意味とされる (Ben-Ner and Puttman 1998, 20)。

また、Vanberg (2006) は、本稿で言う結果主義的選好を preference over outcomes であるとし、これに対し、preference over actions 'as such' を提唱した。Vanberg によれば、preference over actions 'as such' とは、「自らの行為から帰結するであろう結果に関する選好から独立し、それに先



行する行為に関する選好」(Vanberg 2006, 9)であり、「行為は結果に関してではなく、行為者が従うルールに一致して行われる。」(ibid., 10)

Ben-Ner and Puttman 及び Vanberg の理解に従えば、「ルールに従う行為 (rule-guided behavior)」「ルールを顧慮した行為(Rule-regarding behavior)」という概念が存在し、これは行為の結果を志向するのではなく、従って結果主義ではなく、結果に関わりなく「～するべきである」という指示的命題に従う行為である。

しかしながら、この「ルールを顧慮した行為(Rule-regarding behavior)」における「ルール」とは規則功利主義における「ルール」ではない。規則功利主義を「各個人は純粋にエゴイスティックな満足のみを追求するが、すべての人々の利益を向上させるルールに服することによって、一定の義務を他者のために履行する」(Arrow 1975, 17) ことを意味するものとしよう。

規則功利主義の最近の論者は Rowe (1989)である。Rowe は、目的論と義務論とを行為個人主義と規則個人主義に振り分け (Rowe 1989, 30)、行為個人主義 (目的論的) とは、全ての行為は行為者の現在または将来の目的を最もよく達成するために合理的に選ばれるのに対し、規則個人主義(rule individualism)とは、「義務論的」であり、個人は、過去において生じた義務を負うために行為し、諸権利は、過去の違反のために処罰という行為を受けたために執行される (ibid.,29) としたのであるが、同時に、「合理性とは行為にではなく、行為の規則に関係する。規則が合理的であるのは、その規則に従うことにより、エージェントがその期待効用を最大化することができる場合に限る」(ibid., 4-5) とすることにより、結果主義と結びつけた。

これに対し、行為選択における義務論的立場を展開したのは Bicchieri (2006) である。

Bicchieri は「規範的期待」と「経験的期待」とをモデルの中に取り込むことにより、規範に依拠した行動 (norm-based behavior)の存在を示した。社会規範とは、「行動のルール」であって、他人の行動に関する自己の期待を、なすべきことにマッピングする関数(Bicchieri 2006, 219)であり、規範は、他人の行動に条件付けられた行動を規制する。Bicchieri は、慣習 (流行)、慣習、社会規範を区別化した。習慣 (流行等) とは、「共通に行われている」行為を意味し、経験的期待に基づいているにすぎない(ibid., 32)。

慣習とは経験的期待に基づく、調整ゲームの解であり(ibid., 38)、社会規範は、囚人のジレンマの解 (公平 (fairness)、互酬性 (reciprocity)、協調 (cooperation))、つまり、「共通的に是認され、または否認される」行為を意味する。慣習は、広義の協調 (cooperation)ゲームの解、つまり、「他人の選択に従うこと」であるが、規範のみが囚人のジレンマの解、すなわち、利害の対立があるが、共同利益の可能性もある社会状況における解である。慣習は、自己利益的集合行為であるが、社会規範は、反自己利益的である。「社会規範は、他者の行為または (かつ) 信念についての期待に条件付けられている。」(ibid., 8)

Bicchieri の社会規範についての基本的考え<sup>(15)</sup>は、行為は、1. 他者の行動に対する期待（「十分多くの他者が、規範が存在することを信じていること、そして十分多くの他者がこの規範に従って行動すること」を私は期待する）および、2. 条件的選好（私の選好は、他者が規範を遵守することの期待に依存している）の二つにより決定されることを示すことにある。

このために、Bicchieri は行為者の選好と信念および規範とがいかに行為者の行為選択を決定するかのモデルを次のような効用関数により示した。

プレイヤー  $i \in I$  の純粋戦略を  $S_i$ 、 $i$  以外のプレイヤーの戦略の集合を  $S_{-i} = \prod_{j \neq i} S_j$  とする。規範を  $N$  とし、 $L$  を「期待」を示すものとすれば、 $L_{-i}$  は行為者以外の全ての行為者の「期待」を示す。従って、規範  $N$  は他者の期待を自己の戦略の選択に移す写像として、 $N_i: L_{-i} \rightarrow S_i$ , where  $L_{-i} \in S_{-i}$  で示される。

戦略プロファイルを  $s = (s_1, s_2, \dots, s_i)$  とすれば、行為者の「規範に依拠した選好」は次の効用関数で示される。 $k_i \geq 0$  はプレイヤーの「規範に対する感受性」(ibid., 52)を示す。

$$U_i(s) = \pi_i(s) - k_i \max_{s_{-j} \in L_{-j}} \max_{m \neq j} \left\{ \pi_m \left( s_{-j}, N_j(s_{-j}) \right) \pi_m(s), 0 \right\}$$

このモデルは、行為選択が規範のみによって決定されるのではないことも示している。また他方、結果主義的な選好のみによって決定されるものでもないことを示している。これは、規範は「行為の動機付けを与えるが、行為の選択は究極的には私の選好と信念による」(ibid., 22)という理解による。 $-k_i$  は、「規範に対する行為者の感受性」を示しており、 $k_i = 0$  であるならば、規範は行為者の行為選択には何の関わりのない状態、つまり、行為者は結果主義的選好のみにより、行為を選択する。

このモデルは、他者が規範(N)=規則(R)に従っている場合に、私もそれに従い行為するという単純な行為選択を示しているのではなく、他人が規範に従っている場合に、行為者はその規範を評価し、行為を選択することを示している。Bicchieri の試みはしかしながら、規範(N)の存在を前提としており、「規範的期待」を支える規範(N)がどのように生まれるのか明らかではない。

### 3-2. アダム・スミスの社会規範論

「ルールを顧慮した行為(Rule-regarding behavior)」「規則顧慮的選好」の概念について、Vanberg はその方向性を示し、Bicchieri はその一つのモデルを示したが、しかしながらこれまでの論者により十分に展開されてきてはいない。本稿の最後でスミスを考察するのは、スミスがTMSにおいて展開した、同感による「徳」理論は、「ルールを顧慮した行為」の理論であったと思われ、その理論的な含意から社会規範論すなわち、ルールを顧慮した行為の理論の一層の展開ができる

判断されるからである。スミスは、同感＝他者の喜び、苦痛を自己の喜びまたは苦痛として経験し、そのことにより「快」を得ることを行為選択の原理とした訳ではない<sup>(46)</sup>。スミスは、同感により生成した行為の一般的諸規則というルールを行為選択の基準としたのである。スミスのTMSにおける同感による社会規範論の展開は、多元的動機、同感、状況、ルールの4点からなる。以下これを論じよう。

### 3-2-1. 情念と同感

スミスは人間行動の動機として3種類の情念（感情）を挙げた。つまり、私的利益のみを図る我欲的情念 (selfish passions)、同情や利他心といった社会的 (social) 情念、憎悪や怒りといった非社会的 (unsocial) 情念である。我欲的情念と非社会的情念とは、自己顧慮的であり、社会的情念とは他者顧慮的であると言われる。従って、スミスは多元的な動機を人間の行為に認めたのである。

これら三者が個人特有の選好を形成する。例えば、仁愛的な人とは、その選好が社会的>利己的>反社会的となっている人間であり、利己的な人とは、その選好が利己的>仁愛的>反社会的となっている人であろう。しかしながら、後述するように、スミスはこの選好から直接行為選択を導かない。

例えば、仁愛的な選好を持つ人の行為選択を「規範的な」行為とは言わない。情念を選好とした関係から生まれる行為選択は、そのままでは「規範的」ではない。

情念を選好関係とする行為を「規範」に結びつけるために、スミスは「あらゆる情念に対する同胞感情」(TMS.I.i.1.5) として定義された同感概念を導入する。同感が「徳」と結びつくのは、それが行為の「値打ちと適宜性に関する我々の自然的感覚」(TMS.III.4.8) を与え、この2つの自然的感覚をスミスは「道徳諸感情 (moral sentiments)」としたからである。

周知のように、同感とは、「想像上の立場の交換」(TMS.I.i.4.6) において、相手と同じ「境遇」に想像の中で立ってみて、自分がどう感じるかを意味するが、しかし実際のところ、「想像上の立場の交換」とは一体何を意味するのであろうか？ これは要するに、第一に、人は相互に他人の感情や行為を予期・予想しつつ、行為を行うということではあるまいか。つまり、同感は上述した社会的状況を想定している。このような社会的状況において、同感予想される行為（行為の結果ではなく）を相互に予想させる、ある種の「調整」メカニズムの役を果たす。つまり、ある状況下におかれた個人が高い確率でもって採るであろう行為の根拠となる「共通の期待」を生み出す。

しかしながら、この「共通の期待」は、社会的状況における行為者Aと行為者Bとの間におけるものではないことに注意したい。「想像上の立場の交換」は行為者AとBの間ではなくて、行為Aと「観察者」の間において生じるという点が重要である（行為者Bは、行為者Aの行為を誘

発する「動機」として、または、行為者Aの行為を被る「結果」として行為者Aの行為の中に含まれる)。

従って、同感とは「観察者」の同感、または、「観察者」への同感である。行為者Aは観察者の同感が得られるか否かを基準にして行為する。従って、仁愛的な選好を持つ人の利他的な行為が他者に極めて有利なものになったとしても、観察者の同感が得られなければ、その行為は規範的ではない。

「想像上の立場の交換」とは第二に、観察者の「評価」、つまり、「是認」と「否認」に関わる。観察者の同感が重要な位置を占めるのは、自分の行為が引き起こすであろう観察者の反応に関して、「私」はサンクションと呼ばれる期待を持つからである。

サンクションとは「裁可」または「処罰」であるが、これがスミスの言う「是認」と「否認」である。行為が是認と否認とを伴った共通の期待に従い行われれば、観察者の同感は優れて規制的なものであることがわかる。スミスによれば、同感とは情念を動機とする行為およびその帰結に関して、「行為の適宜性 (propriety of conduct)」と「行為の値打ち (merit)」の感覚を与える。「行為の適宜性」とは行為の動機に関して、「行為の値打ち」とは、行為の動機およびその帰結に関してそれぞれ「観察者」＝他人の是認 (approbation) を得た行為の質を意味する。これが、同感とは行為の「値打ちと適宜性に関する我々の自然的感覚」であり、道徳諸感情であるとの意味である。

従って、観察者の「同感」は、特定の社会的状況での「共通の期待」およびその期待に叶った行動が採られたかどうかに関して、観察者の評価＝「是認と否認」の成立を意味している。つまり、同じ状況であれば、「観察者」と「私」の行為の方向性は同じであり、同じ状況であれば、観察者＝「他者」も「私」と同じ行為を選択するであろうという「期待」の根拠を示す。更に、特定の社会的状況における行為の「適切さ」(行為の適宜性) および「値打ち」(規範性) という「感覚」を与えるのである。

### 3-2-2. 徳と同感—「行為の一般的諸規則」

スミスにおいて「徳」が定義されるのは、観察者の同感による行為の適宜性と値打ちとが確定した後である。「仁愛的な選好を持つ人の利他的な行為が他者に極めて有利なものになったとしても、観察者の同感が得られなければ、その行為は規範的ではない」と以前に述べたが、これは逆に言えば仁愛的な選好を持つ人の利他的な行為が他者に極めて有利なものになり、観察者の同感が得られれば、その行為は規範的 (スミスの言葉を使えば「有徳」) であると判断されることになる。

スミスは社会的、非社会的、我欲的情念から発する行為が同感により是認され、行為の適宜性と値打ちを持ったものとして、それぞれ仁愛 (beneficence)、正義 (justice)、慎慮 (prudence) の

徳を対応させ、これらの徳を「道徳性の一般的諸規則 (general rules of morality) 」(TMS.III.4.8) と呼んだのであるが、スミスが「道徳性の一般的諸規則」を同時に「行為の一般的諸規則」としてしていることに注目しよう。行為は情念からではなく、この一般的諸規則への「顧慮」からなされるべきものであり、この「顧慮」においてのみ行為は「有徳」である。ここでは、「情念 (感情) を選好順序とする行為選択の立場」から、「一定のルールを行為選択の規準とする立場」への移行が示されているのである<sup>47)</sup>。

上述した行為の動機としての三つの情念の選好順序がどうであれ、情念的行為は個人行為であり、そのままではその徳性を判断することはできない。前述したように、社会的情念から発した行為でさえ、スミスの立場によれば、「有徳」ではない。人がどれほど利他的選好をもつにしても、その個人の行為は有徳であるとは見なされないのである。つまり、規範は選好ではない。逆に、行為の一般的諸規則に従った結果、仁愛的な行為を採ったと判断された行為者の実際の選好が利他的、仁愛的である必要はない。

スミスは同感と観察者の概念を用いて更に、「義務」を説明する。スミスは「我々自身の諸感情と行動に関する我々の諸判断の起源」を問い、「想定された中立的な観察者」の同感により、「義務の感覚 (sense of duty) 」、つまり「行為の一般的諸規則への顧慮 (regard to those general rules of conduct) 」(TMS.III.5.1) が生まれるとした。

同感理論において大きな役割を果たす「観察者」には二種類あることが知られている。第一は、現実の「観察者」であり、行為者から独立した第三者である、他方、「中立で公平な観察者」「胸中の観察者」とは、行為の準拠が現実の周囲の人々ではなく、スミス研究史においては「良心」と見なされている。しかしながら、本稿は、これを、抽象的で、全ての個人に関係するという意味で公平な行為の一般的諸規則を意味するものと理解する。「中立的で公平な観察者」概念と「道徳性の一般的諸規則」概念との同時存立ということから、「中立的で公平な観察者」とは行為基準として「道徳性の一般的諸規則」を顧慮することであると把握できよう。

従って、「公平な観察者」による「是認」とは行為者自身が行為の一般的諸規則を顧慮しつつ行為することである。

「それらの行為の一般的諸規則は本来、義務の感覚と呼ばれるべきものであり、人間生活において最大の重要性をもつ原理であり、そして人類のうちの大多数がそれによって、彼らの諸行為を方向付けることのできる唯一の原理である。」(TMS.III.5.1)

「義務の感覚」とは行為者自身による行為基準への顧慮であるから、行為者に義務による行為が正しいという主観的な確信を与えることにより、義務に基づく行為は「行為基準の自己執行

(self enforcement)」となる。義務の感覚により、規範とは、結果主義的なものではなく、結果の顧慮を離れた義務論となる。

### 3-2-3. 状況

スミスの同感理論において最後に述べるべきことは、同感が行われる「状況」である。スミスの同感とは、行為の適宜性と値打ちを決定すると述べたが、正確には、状況に応じた適宜性と値打ちを決定すると言うべきである。経済的場面（交換）においては、行為の適宜性は慎慮となろう。しかしながら、別の状況では、行為の適宜性は仁愛となることもあろう。これを「状況に応じた適宜的な行為」選択としよう。スミスの有名な言葉、「パン屋の仁愛にではなく、利己心に訴える」とは、交換という経済的状況では、適宜性は「慎慮」にあると述べているのである。しかしこれは、あらゆる状況で、「慎慮」が適宜性を得ると述べている訳ではない。

### 3-3. 「観察者」の外部性と社会規範

スミスの社会規範論は、行為者の多元的な動機、行為の行われる状況、同感、および、行為の一般的諸規則からなることが明らかにされた。多元的な動機は、利己的選好および他者顧慮的選好を含むものであるが、これらの選好により選択された行為はスミスの立場では「有徳」ではない。

行為は「行為の一般的諸規則への顧慮」という点で「有徳」なのである。「行為の一般的諸規則への顧慮」とは、行為の帰結ではなく、行為の選択そのものに関わっている。つまり、結果主義ではなく、義務論である。この理論の支柱は「観察者の同感」にある。観察者は、直接の行為者およびその相互関係の「外」にいる。行為者相互に「共有された理解」が「正しい」ものであるかどうかを判断するのはこの観察者である。そして行為者が「共有した理解」が本当に「正しい」ものであるかどうかを判断するのはこの観察者の判断である。ここにおいて「観察者」はゲームの「外」に立っているのである。スミスの立場に立てば、社会規範とは、行為の一般的諸規則であり、行為者および観察者により行為の規則であることが共有されているような規則である。

### おわりに

本稿はアダム・スミス『道徳感情論』における同感と徳の考察を社会規範論へと展開するための第一歩である。本稿の本旨は、社会規範は、行為者相互の関係のみからは展開することはできず、第三者の視点の導入が必要であるというものであった。本論であげた社会規範の三要件は暫定的なものであり、更に精緻化が必要であろう。

- (1) 経済学における規範の生成論に関しては、取引費用アプローチ及びゲーム理論的アプローチがある。前者では制度＝「行為者の行動に課されるパターン化された制約（ルール）」によって生み出される行為の規則性（従って、行為の予見可能性）が、限定された合理性、取引費用の存在、情報の不完全に由来する経済的取引の不効率性（市場の失敗または取引の失敗や機会主義的行動）を軽減ないし除去し、パレート改善をもたらすとされ、規範は制度の一形態である。他方、後者は、社会的状況における意志決定論であるが、規範とは、ある社会的状況において、個人効用を最大化する「行為の規則性」と理解される。規範を社会的効用を最大化する「ルール」とする立場は規則功利主義と呼ばれる。ナッシュ均衡戦略を自己維持的な制度と理解すれば、両者は共通の土台に立つ。最近の文献で、法と経済学の立場による社会規範論は、飯田（2004）、Ellickson（2001）、進化ゲームを社会規範論に取り入れた最も初期のものは、Sugden（2004 [1986]）、最近のものでは、Binmore（1994,1998）、Skyrms（1996）、Young（2001）を参照。Bowles and Gintis（1998）は、進化ゲームを用いつつ、共同体による「調整問題」の解決という興味深い議論を展開した。数理社会学における規範論はColeman（1990）を参照。
- (2) 規範と慣習とを区別する論者の代表はElsterである。社会規範の「合理化された利己心」的解釈への反論は、Elster（1989, 130ff）
- (3) しかしながら、慣習もそれに従わなかった場合には、負のサンクション、例えば、礼儀知らずといった負の評判を受けるのではあるまいか。従って、慣習と規範の区別をサンクションの有無によって区別することは誤りであろう。
- (4) 囚人のジレンマゲーム(PG) は、行為者 $N=2$ 、戦略集合： $S = \{A, B\}$ 、戦略空間 $S=S_1 \times S_2$ 、選好関係は二人とも同質（利己的）（従って、利得行列は「対称」）によって定義される。利得表は以下によって示される。囚人のジレンマにおいて特有な社会的状況とは利得構造が、 $T > R > P > S$

	A	B
A	R,R	S, T
B	T,S	P,P

の時、1. B選択者の利得 $>$ A選択者の利得 2. 全員がBを選択した時の結果 $<$ p 全員がAを選択した結果が成立する社会状況を言う（ $<p$ はパレート優位を示す）。「同一戦略（A）を採ることの利益」とは、全員（2人）のBに対してパレート改善的かつパレート効率的であることを意味する。ただし、全員Aはナッシュ均衡ではない。協力することにより断念される利得（「協力の機会費用」）を $T-R$ とすると、 $T-R > 0$ の場合に、「裏切り」のインセンティブがある。「自分は非協力で相手が協力」の時に個人利得は最大となり、「非協力」が支配戦略である。N人囚人のジレンマでは、N人中、A戦略を採る人数を $m$ とし、上記の1. および2. の条件に当てはめる。

- (5) 社会的囚人のジレンマとは、個人合理性と社会的合理性の乖離とされる。社会的合理性はふつう、パレート効率性により定義されるが、功利主義的原理（ロールズのミニマクス原理、ハルサニ規準、ヒックスーカレドリア基準）の場合もある。法と経済学の立場に立つEllickson（2001）は、「ヒックスーカレドリア基準」（規範の存在による得られる個々人の便益が、規範の存在により失われる損失よりも大きい）に依っている。

- (6) 通常この結果は、フォーク定理、すなわち、プレーヤーが「十分に忍耐強い」(割引率が十分に1に近く、逸脱行為に対する処罰を含んだ戦略(例えば、トリガー戦略)を採用)ならば、この戦略はサブゲーム完全ナッシュ均衡戦略であり、プレーヤーのミニマックス値を超える平均利得を獲得できる。利得の割引率を使った無限繰り返し囚人のジレンマゲームのフォーク定理については、Osborn and Rubinstein (1994, 136-146)
- (7) Mishra は更に「ゲームに参加しない」選択を挙げ、この選択による利得が十分に大きなものであれば、腐敗戦略が安定であることを止めると述べた。
- (8) Ostrom は規範の存在を示すものとして、デルタパラメーターを導入したが、本論の展開において、重要な以下の点に注意している。「デルタパラメーターの導入は、選好の中に、他者の厚生についての配慮を組み込むことではない。」「デルタパラメーターは、共同体の規範またはルールへのコミットメントから生じるのであり、他人の利得を自分の利得の中に組み込むことではない。」(Ostrom 2005, 173-34) また、武藤 (2005) は、ゲームの「外部」の存在を「自明な期待」と呼び、プレーヤーは、ゲーム内部の「期待」に従う・従わない、「自明な期待」に従う・従わない、の二重のゲームを行うものとした。
- (9) 「規範が問題となるのは、行為者の非規範的選好に基づいた場合に比較して、規範的選好に基づく選択が、厚生を最大化しない場合である。」(Griffith and Goldfarb 1991, 92)
- (10) 「合理的行為は結果に係わるが、……社会規範は結果志向ではない」(Elster 1989, 98)
- (11) 従って、規範とは観察可能な行為の規則性ではない。規範、慣習を行為の規則性とする考えは、「～するべきではない」が指示内容である場合、ある行為を控えることと、何もしない、という状態を区別できない。社会規範と経済的効率性との関係については、社会規範に従った行為は必ずしもパレート効率的ではない、という立場を採る。
- (12) 効用関数の中に他者評価を入れる試みは珍しいものではない。Cf. Fershtman and Weiss (1998).
- (13) 最も単純な社会的選好とは、 $u_i = (x_i, x_j, \alpha)$  の形で示される。 $x_i$  は行為者自身の利得を、 $x_j$  は他者の利得を示し、他者利得への正または負の「顧慮」は  $\alpha$  で示される。
- (14) 同様な批判は、Bicchieri (2006, 109-110)
- (15) Bicchieri は社会規範を次のように定義する (cf は conditional followers)。  
「R を状況タイプ S における行動上のルール (behavioral rule) とする。状況 S は、mixed-motive game として理解される。R がある集団 P において社会規範であるのは、十分におおきな、次のような条件を満たす個人  $i$  が  $i \in P_{cf}$  であるようなサブセット  $P_{cf} \subset P$  が存在する場合である。条件とは、1. 状況依存性 (Contingency) :  $i$  は、ルール R が存在するのを知っており、状況 S においてこのルールが適用できることを知っている。2. 条件的選好 (Conditional Preference) : 個人  $i$  は、以下の条件において、状況 S において、R に従うことを選好する。(a). 経験的期待 :  $i$  は、十分に大きな、P のサブセットが状況 S において、R に従うことを信じている。かつ、(b) 規範的期待 : 十分におおきな、P のサブセットに属する行為者は、 $i$  が状況 S において、R に従うことを期待していることを信じている。または、(b') 制裁を伴った規範的期待 :  $i$  は、十分に大きな、P のサブセットが存在し、そこでは、 $i$  が状況 S において R に従うことを期待され、また、 $i$  がルールに従うことを選好し、行為にサンクションを与えられる可能性があることを信じている。社会規範 R に、P 中の人々が従うのは、 $P_j \in P_{cf}$  であるどの個人にとっても、条件 2(a)



および 2(b) または 2(b') が満たされており、その結果、 $i$  が状況タイプ  $S$  において、 $R$  に従うことを選好するような十分に大きな  $Pf < Pcf$  が存在する場合である。」(Bicchieri 2006, 11)

(16) 同感的選好 (sympathetic preference) を用いたのは、Binmore (1998) である。

(17) センはスミスの「同感」に対して、自身の「コミットメント」概念を次のように特徴づけている。同感  
は「ある人の厚生が他の人の厚生により影響を受けることに関係するが、コミットメントは、個人の厚生  
(それに対する同感のあるなしに係わらず) と行為の選択との密接な結びつきを断ち切る。」(Sen 2004,

35) センによるスミスの rule-based conducts への言及は、Sen (2004, 216-17)

## 参考文献

- Arrow, K. J. (1975). Gift and Exchange. In *Altruism, Morality, and Economic Theory*. Ed. E. S. Phelps, New York: Russell Sage Foundation: 13-28.
- Ben-Ner, A. and L. Putterman (1998). Values, and institutions in economics analysis. In *Economics, Values, and Organization*. Eds. A. Ben-Ner and L. Putterman, Cambridge: Cambridge University Press: 3-69
- Bicchieri, C. (2006). *The Grammar of Society*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Binmore, K. (1998). A utilitarian theory of political legitimacy. In *Economics, Values, and Organizations*. Eds. A. Ben-Ner and L. Putterman, Cambridge: Cambridge University Press: 101-132.
- Binmore, K. (1994, 1998): *Game Theory and Social Contract*. Vol1. Vol.2. Cambridge, MA: The MIT Press.
- Bowles, S. and H. Gintis (1998). How communities govern: the structural basis of prosocial norms. In *Economics, Values, and Organizations*. Eds. A. Ben-Ner and L. Putterman, Cambridge: Cambridge University Press: 206-230.
- Coleman, J. S. (1990): *Foundations of Social Theory*. Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Ellickson, R. C. (2001). The Evolution of social norms: A Perspective from the Legal Academy. In *Social Norms*. Eds. M. Hechter and K. Opp, New York: Russell Sage Foundation: 35-75.
- Elster, J. (1989). *The Nuts and Bolts for the Social Science*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Fehr, E. and K. M. Schmidt (2004 [1997]). A Theory of Fairness, Competition, and Cooperation. In *Advances in Behavioral Economics*. Eds. C. F. Camerer, G. Lowenstein and M. Rabin, New York: Russell Sage Foundation: 271-296.
- Fershtman, C. and Y. Weiss (1998). Why do we care what others think about us. In *Economics, Values, and Organization*. Eds. A. Ben-Ner and L. Putterman, Cambridge: Cambridge University Press: 133-150
- Griffith, W. B. and R. S. Goldfarb (1991). Amending the Economist's "Rational Egoist" Model to include Moral Values and Norms. In *Social Norms and Economic Institutions*. Eds. K. J. Koford and J. B. Miller, Ann Arbor: The University of Michigan Press: 39-84.
- Harsanyi, J.C. (1977). *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Hechter, M., K. Opp, et al., Eds. (1990). *Social Institutions Their Emergence, Maintenance, and Effects*. New York:

Aldine de Gruyter.

飯田高 (2004). 『<法と経済学>の社会規範』 勁草書房

Lewis, D. (2002 [1969]). *Convention*. Oxford: Blackwell Publishers.

Mishra, A. (2006). Persistence of Corruption: Some Theoretical Perspectives, *World Development*, Vol.34. No.2, 349-358.

武藤正義(2005). 日常世界的秩序問題のゲーム理論的分析、ソシオロゴス、19-34.

Osborne, M. J. and A. Rubinstein (1994). *A Course in Game Theory*. Cambridge, MA: The MIT Press.

Ostrom, E. (2005). *Understanding Institutional Diversity*. Princeton: Princeton University Press.

Rowe, N. (1989). *Rules and Institutions*. Ann Arbor: The University of Michigan Press.

Sen, A. (2004). *Rationality and Freedom*. Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.

Smith, A. (1976[1790]): *The Theory of Moral Sentiments*. Eds. D.D. Raphael and A.L. Macfie, Oxford: Clarendon Press.

Skyrms, B. (1996): *Evolution of Social Contract*. Cambridge: Cambridge University Press.

Sugden, R. (2004[1986]). *The Economics of Rights, Cooperation, and Welfare*. New York: Palgrave Macmillan.

Vanverg, V. J. (2006). Rationality, Rule-Following and Emotions: On the Economics of Moral Preference. *Papers on Economics & Evolution*. Jena: Max-Planck-Institute für Ökonomie: 1-21.

Voss, T. (2001). Game-theoretical Perspectives on the Emergence of Social Norms. In *Social Norms*. Eds. M. Hechter and K. Opp, New York: Russell Sage Foundation:105-136.

Young, H. P. (2001): *Individual Strategy and Social Structure*. Princeton: Princeton University Press.

Weibull, J. W. (2002). *Evolutionary Game Theory*. Cambridge: The MIT Press.